

第 5 号議案 令和 5 年度会費について

名立まちづくり協議会規約第 7 条の会費の金額は以下とする

1 一般会員

(1) 世帯又は個人 2,000 円

(2) 75 歳以上世帯 1,000 円

※年齢は令和 5 年 4 月 1 日時点とする

2 賛助会員

(1) 団体 5,000 円

(2) 個人 2,000 円

【参考】

名立まちづくり協議会規約（抜粋）

（会費）

第 7 条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の徴収は、各町内会に依頼する。